

大島商船高等専門学校における障害を理由とする
差別の解消の推進に関する相談体制について

校長裁定 平成28年4月26日

(趣旨)

第1 この取扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月24日 理事長裁定。以下「推進に関する対応要領」という。）の規定に基づき、大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）における障害を理由とする差別の解消の推進に関する相談体制について定めるものとする。

(相談体制)

第2 推進に関する対応要領第7条第1項の規定に基づき、監督者（校長）は、本校の相談窓口を別表のとおり定める。

附 則

この組織体制は、平成28年4月26日から施行し、平成28年3月24日から適用する。

別表

相談窓口	対象範囲
総務課課長補佐（総務担当）	一般，教職員
学生相談室	在校生，在校生の保護者